

ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金

松戸市では、ひとり親家庭の父母が就労するにあたり必要な資格取得のための就学をする場合、生活の負担を軽減できるように「高等職業訓練促進給付金」を、また修業終了時に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

○対象者

松戸市に居住するひとり親家庭の母又は父で、次の要件を満たす方

- ・ 20 歳未満のお子さんを扶養していること
- ・ 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準にあること
(所得が児童扶養手当の所得水準を超えた場合でも、その後 1 年間に限り対象となります)

児童扶養手当と同等の所得水準とは？

…本人の所得が児童扶養手当の所得制限限度額未満であること
※年金受給や親族との同居のために児童扶養手当を受けていない場合でも、本人の所得が同等と認められる方であれば、対象となります。

- ・ 養成機関において、修業期間 6 か月以上の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ・ お仕事または育児と修業との両立が困難であると認められること
- ・ 今までに訓練促進給付金等を受給していないこと

(訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付金の支給を受けたことがある場合は、対象になりません)

○対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師 他

○支給額

	世帯区分	
	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	月額 100,000 円	月額 70,500 円
修業期間の最後の 12 か月	月額 140,000 円	月額 110,500 円
高等職業訓練修了支援給付金	50,000 円	25,000 円

世帯区分について

…対象者だけでなく一緒に住んでいる親族全員の課税状況によって決定します。
同居親族の方で市民税課税の方がいる場合は、対象者が非課税でも課税世帯の支給額になります。

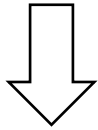
○支給期間

修業期間（最長 4 年 ※取得する資格により異なります。）

裏面に続きます

○手続きの流れ

事前相談 資格を取得したいと考えた時からご相談ください。複数回の面談が必要です。



松戸市子ども未来応援課 ☎047-366-7347
受付時間：平日 9:00～16:30 ※予約優先

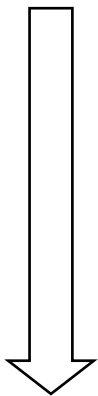
支給申請 申請書提出



支給決定 ※審査により支給できない場合もございます。



支給 支給決定後、毎月給付金を支給します。



修了後

①在学証明書等の提出（毎月）

毎月、請求書や養成機関の発行した在学証明書等を提出いただきます。

②現況確認（毎年8月）

収入など受給要件に該当するかを確認します。

対象者や同居親族の課税状況に変更があった場合は、支給額が変更になります。

③面談（年2回）

支給中、年2回程度面談で状況を確認します。

また、学年が上がるごとに成績通知書等を提出いただきます。

修了支援給付金申請（要件に該当する場合）

※相談から支給決定までに数回の面談を要しますので、お早めに下記までお問合せください。

○よくある質問

Q1. 児童扶養手当が支給停止となっていますが、対象となりますか？

A1. 本給付金で対象としている所得要件は、本人の所得が児童扶養手当の所得制限限度額未満であることです。支給停止となっている理由が年金受給や扶養義務者の所得超過等の場合、本人の所得が同等と認められる方であれば、対象となることがあります。

Q2. すでに学校に通っていますが、対象となりますか？

A2. 要件を満たせば対象となる場合があります。ご相談ください。

Q3. 授業を欠席した場合や休学した場合も支給されますか？

A3. 欠席や休学等で、1日も出席していない月があった場合は、その月の支給はされません。
（夏季休暇等カリキュラムに組み込まれている場合は支給の対象です。）

